

少子化についての専門的研究

主任研究者 平山宗宏 日本子ども家庭総合研究所(平成9年度)
高野 陽 日本子ども家庭総合研究所(平成10・11年度)

研究要旨

ここ2~3年の間に、少子対策については、政府も緊急に実施すべき必要事項として位置付けて、各種の事業を実施するように図られている。特に、直接の多産につながる対策とともに育児支援対策の確立も、少子問題の解消の一途につながることはいうまでもない。この観点から、多角的に各分野の専門家によって構成された分担研究班を配して研究を実施した。すなわち、1)少子化の要因、2)社会環境と子育て実態、3)少子対策の効果、4)諸子対策の国際比較、等について検討し、今後の対策を策定する資料とした。その結果として、地域特性を考慮し、男女共同参画のもとに充実した子育てができる公的、私的サービスの確立とそれを支えるためには総合的支援を国の政策として根幹に据えることが必要であろう。

分担研究者と分担研究課題

阿藤誠(国立社会保障・人口問題研究所):晩婚化・非婚化の要因をめぐる実証的研究
浅子和美(一橋大学経済研究所):子育て支援策の効果に関する研究
高野陽(日本子ども家庭総合研究所):社会環境が結婚・出産・育児に及ぼす影響について
伊部英男(国際長寿センター):少子化対策に関する国際比較研究
鈴木不二一[平成9~10年度]・山中中和[平成11年度](連合総合生活開発研究所):少子化に対する企業及び労働組合の対応に関する研究

A. 研究目的

我が国は、他国に類をみないほど少子化と高齢化が進行しているといわれている。少子対策については、保健、福祉のみならず多分野の研

究が実施され、少子化の要因分析、少子を基盤にした子育て支援のあり方について個別の結果が得られている。少子対策は、単に出生率の向上を目的としたものではなく、時代の条件に応じた適切な子育ても可能にすることも必要であることは否定できない。しかし、このような視点に立った多分野の領域による学際的な研究はほとんどない。このことは研究面の問題だけでなく、施策に対しても効果的な方向性を示すことが不可能であることを示唆しているといえる。この観点から、本研究においては、社会学、経済学、人口学、保健学、保健行政学、教育学等の専門家によって組織された分担研究班の機能的な研究に基づき、少子化の要因分析、少子社会にふさわしい子育て支援の方向性の提示等、少子対策のあるべき姿を検討することによって、総合的な少子対策の確立に向け、わが国にとつ

て望ましい社会システムの構築と少子対策に向けてのポリシー・ミックスの提言を行うことができることを目的としている。

B. 研究方法

上記の目的に応じて上記の研究課題毎に分担研究班を組織し、国内外の文献的研究、各種の資料収集、調査票によるアンケート調査、聴き取り調査、外国の関連研究者との共同研究も実施して、3年間の研究を進めた。

国内でのアンケートや聴き取り調査の対象は、全国的規模の既婚者、既婚者、保育所入所児童の保護者、企業の従事者やその家族等である。

C. 研究結果

各分担研究班別の研究結果を研究年次毎に述べる。

1. 晩婚化・非婚化の要因をめぐる実証的研究(分担研究者:阿藤誠)

(1)平成9年度においては、未婚についての社会的視点からの研究を行った。従来の未婚に関する社会的規範は弛緩したことと否定的にとらえられているとともに、未婚の議論が女性を中心にその変化に焦点を当てて取り交わされ、未婚率の低下がすべての年齢層に及んでいること、過去20年間の初婚年齢の組合せは多様化してきたこと、若年者に影響を及ぼすメディアの未婚についての記述は大都会生活に基づいていること、結婚の形態によって個々の人間関係や意識に違いの認められることを明らかにした。

(2)平成10年度においては、「Uターン」現象に視点を当てた研究を実施した。1970年等にUターン現象が目立ってきたが、出身地に戻りたいという希望をもつものや条件が整備されていればUターンを指向する若年者が増えていること、交通事情の利便さや情報化が都市的な生活様式

を可能にしているため、生活の場の選択に多様性が認められるようになった。一方、少子化によって子どもが親の面倒をみるのが人生設計に影響を与えるようになったことも明らかにされた。

(3)平成11年度では、最も重要な友人ができた時期と結婚年齢との間で関係があることを明確にし、さらに1ターン現象に関する調査によって大都会と地方における生活環境の魅力と就労上の条件とが同一地域で同時に満たされないことがあること、若年者が自分で自分の将来を判断し、決定している傾向が強く、親や周囲の圧力に大きく左右されないことが明らかにできた。

2. 子育て支援策の効果に関する研究(分担研究者:浅子和美)

(1)平成9年度は、2つの研究方法によって実施された。一つは子育て支援策に対するニーズとその効果について、文献的研究の結果に基づく分析視点を明確にしたうえで、「平成9年結婚と出産・育児に関する基礎調査」を詳しく分析し、女性の職場環境や子育て支援策に関する期待が大きいこととその期待は保育の整備と金銭的支援であることを確認している。他の研究は都道府県レベルの調査を行ったものであり、出産行動の地域差、女性の就労環境の整備は出生率の向上にプラスに、地縁因子はマイナスに作用することを明らかにした。

(2)平成10年度においては、女性の就労と子育て支援に関する調査に基づく子育て支援の要求度を明らかにしている。就労していない母親は自発的に就労を選択せず、母親の就労は父の収入との関係が強く、さらに子どもの年齢とも関係している。保育サービスの利用は正職員として就労している家庭に多く、潜在的保育需要者

の存在もあきらかになり、これは大都会に多い。また、保育に関する要望は保育料金の軽減、一時保育の実施、定員増などであることを示した。(3)平成11年度の研究は、父親の育児参加と保育サービス政策の観点で研究を実施した。父親の育児参加は子ども年齢や数との関係が大きく関与し、妻の収入が家庭全体の収入に占める割合が大きいほど参加の度合いが強い。父親の育児参加は母親の育児不安の解消に有効に作用しているなど、長所も明確にしている。さらに、保育サービスに関しては、保育所の定員が保育所利用と就労の両面にプラスに影響し、保育サービスの供給能力は母親の就労決定に影響を与え、保育サービスの充実は育児と就労の両立に有効であることを示した。また、今日の多様化した就労形態に見合うような多様性のある保育サービスの実施も必要であることも認めている。

3. 社会環境が結婚・出産・育児に与える影響に関する研究(分担研究者:高野陽)

(1)平成9年度では、少子化の要因や対策に関する調査と「三歳児神話」の妥当性についての文献的研究を実施した。全国の既婚・未婚の男女約7000人に対するアンケート調査により、青年の「離家年齢」と結婚の関連は社会的文化的要因を踏まえて検討すべきであり、現代の若年者のなかにはストレスをもつ人が多くてのその心配事が生活基盤に関連しており、非婚や晩婚の理由としての対人関係が築かれがたい傾向にあり、自由さを重要なものとして理想的な結婚に踏み切れずにいる男女が多く、子育て環境の不備さを指摘するものが多く認められ、現代の少子化の要因の一面を認めることができた。また、乳幼児期の育児の重要性はいうまでもないが、従来からいわれているような「三歳児神話」については必ずしも決定的なものではないことが

示された。

(2)平成10年度の研究は、子育て中の家族に対するアンケート調査と各領域の専門家の意見聴取調査とによって行われた。その結果としては、行政の役割として子育て支援施策の拡充とともにその情報提供の重要性を認識することに努力するように対応することの必要性が強調されたが、それを裏付ける子育てに負担感の強い母親の支援対策としての乳幼児の健康問題の解決の支援、育児意気込みがもてる支援、家族関係に関する支援等の必要性が示唆できた。保育の質、保育内容、保育の人的条件の改善などの保育サービスの向上、育児中の親を支える精神的サポートシステムの構築、保健や福祉等の専門的相談、家族や夫婦が育児や生活全般にわたる問題の解決機能の確立とともに、特に複雑になる危険性をもつ家族関係を乗り越えていく自己向上に向けての態度が次世代育成の重要な要因となるという方向性を得ることができた。

(3)平成11年度においては、少子時代の子育て支援の機能の分析とそれを実践する機関についての研究を行った。直接的育児負担解消の代替機能の確立、ゆとりをもって育児に専念できるためには育児以外の生活環境の利便性を向上されるサービスの確立、家事代行サービス、休日に活用できる窓口開設等の行政サービス、育児力の向上のための知識や情報提供サービス、親自身や家族の問題に対する精神的・心理的サポート、等の多角的なそして専門的な相談サービス体制の確立とその活用に対する利便性の向上を目的とした対応が必要であることを確認でき、地域内の子育てグループに対する聞き取り調査においても、その位置付けも大きいことも認識できた。

4. 少子化に関する国際比較研究(分担研究者:伊

部英男)

(1)平成9年度は、我が国に必要な少子対策にとっての望ましいポリシー・ミックスを提言できるように、税制、医療、雇用、年金等について、文献的研究を実施した。家族政策ではフランスやスウェーデンが、税制ではフランスやアメリカが、我が国の政策上参考になる点が多いことを認めた。これらの国でも、直接的政策に比して総合的政策の確立が行われており、我が国においてもこの点を考慮する必要があることを示唆する研究成果を得ている。

(2)平成10年度では、福祉先進国といわれる諸国の政策について分析した。フランス、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリスの少子化対策における公的支援について検討し、フランスは税制面と家族給付を、スウェーデンでは女性の社会参加と育児の両立を重視し、子育ての社会化を施策の重要な要素としている。ドイツとは、委託研究を通じて実施した。アメリカは子育てを個人の責任という意識が強く、イギリスには人口政策はないが、古くから福祉先進国とされ、出生率が安定している。いずれの国においても単独の対策の効果は薄く、国情に応じた総合的施策の確立による効果が大きい。我が国としては、プライオリティの決定プロセスが参考になることが多いことも明らかにできた。

(3)平成11年度は、フランスを事例として取り上げ、家族政策、税制、社会保障、雇用についての研究を、フランスの研究者との共同研究や日仏ワークショップを開催するなどして、研究の拡大を図りながら実施した。その結果として、我が国は子育て支援対策の観点では遅れており、社会システムのなかで女性の結婚・出産・育児に対する機会費用を高くしている仕組みの抜本的是正、育児に関する直接的コストの低減を図るべく「家族基金」の創設を図るなど、さらに

これらの事業のモニター機能を果たす組織の確立も必要であり、この方針を総合的に実施できるような体制の確立が必要であることを提示した。

5.少子化に対する企業及び労働組合の対応に関する調査研究(分担研究者:鈴木不二一・山中正和)

(1)平成9年度は、女性の就労と家庭生活との両立の関する企業と労働組合に対する聞き取り調査を行い、企業の回答では男女の隔てはなくしているが、保育対策が進まないことを問題としている。

(2)平成10年度では、連合傘下の企業に勤務する男女にアンケート調査を行って、育児休業制度は産休に継続して取っているが、経済的理由や保育所入所との関連で短期間に留まっている。復帰後の職場の雰囲気や仕事の内容にも問題があることを明らかにしている。

(3)平成11年度は、前年度と同様に勤労家庭に対する調査を実施し、子育て支援としては経済的支援を望むものが多いことや保育の整備の必要性の強調等の要望が示されており、企業に対しては上司と同僚の思いやりのほしさを求めている。

D. 考察

3年間の研究を通じて、少子化のもたらす事態の重要性とその対策の確立の複雑性を再認識できる機会ともなつた。その対策の確立においては、多角的な対策を確立することの重要性は把握できるものの、その対策が個々に単独して運用されては、必ずしも十分なその達成すべき目的にそぐわないことがあることに各研究者の報告のなかに認めることができた。これこそが、本研究班の果たすべき目的であったといえ

る。各研究班が個々に発した提言を、今後の我が国の少子対策の確立に有効なものとして活用されることに期待したい。また、それだけの内容を盛り込むことができた研究だったともいえる。

我が国に限らず、少子対策は、特に直ちに多産に向かうような対策の樹立を求める傾向があるが、基本的には若年者のみならず社会全体の少子に対する精神構造の変革こそが必要であり、さらに、それに対応できる対策を施策を含めて総合的に確立することの重要性を認識しておくことこそが必要であろう。特に、国際的に比較した場合、我が国では根本的な立ち遅れはあるものの、総合的に対応することができる対策の確立こそが求められる対応であろうと考える。

E. 結論

少子対策としては、結婚や多産に限る事なく、地域特性を踏まえた長期的な生活設計が可能な地域の形成の必要性、子どもが生まれた後の支援だけでなく若い男女の生活基盤の安定と将来に希望もてる施策の確立を図ることが不可欠である。

子育て対策については、個人のライフスタイルに合致した多様で幅広く選択可能なサポートシステムの構築が望まれる。すなわち、例えば就業対策と保育サービスの充実、子育て中にも将来の不安解消の施策の確立、育児以外にも対応できる支援サービスの充実、親自身の生活と精神面のサポート体制、手軽に活用できる情報収集システム、などについて育児中の親も小児保健学や心理学の専門家をはじめとして指摘している。

行政的視点からは、1)税制や社会保障においては出産や子育てを不利にしないための一貫性のある制度改革の実施、2)すべての勤労者がフ

ェアに扱われるようなフレックスタイムの導入や育児に伴う勤務時間の自由選択制度の導入、3)総合的な子育て支援策を国の政策のなかに位置付けて継続的に実施する、などの対策の一刻も早い確立が期待される。